

## 船舶法施行細則（総トン数20トン以上の日本船舶）

### 1. 案内情報

- ① 手続名 : 登録事項証明書交付等申請
- ② 手続根拠 : 船舶法施行細則第29条
- ③ 手続対象者 : 登録事項証明書の交付又は船舶原簿の閲覧を請求しようとする者
- ④ 提出時期 : 随時
- ⑤ 提出方法 : 申請書を最寄りの地方運輸局又は運輸支局等へ提出してください。
- ⑥ 手数料 : (登録事項証明書の交付) 1通につき900円  
(船舶原簿の閲覧) 1船舶1回につき450円  
※オンラインによる申請手続きの際の手数料額は、別途お問い合わせください。
- ⑦ 添付書類・部数 : なし
- ⑧ 申請書様式 : 登録事項証明書・船舶原簿謄抄本交付等申請書
- ⑨ 記載要領・記載例 : 最寄りの地方運輸局又は運輸支局等にお問い合わせください。

### 2. 窓口情報

- ① 提出先 : 最寄りの地方運輸局又は運輸支局等へ提出してください。
- |                       |              |
|-----------------------|--------------|
| 北海道運輸局海上安全環境部船舶安全環境課  | 011-290-2771 |
| 東北運輸局海上安全環境部船舶安全環境課   | 022-791-7516 |
| 関東運輸局海上安全環境部監理課       | 045-211-7222 |
| 北陸信越運輸局海事部船舶安全環境課     | 025-285-9158 |
| 中部運輸局海上安全環境部船舶安全環境課   | 052-952-8021 |
| 近畿運輸局海上安全環境部監理課       | 06-6949-6423 |
| 神戸運輸監理部海上安全環境部船舶安全環境課 | 078-321-7052 |
| 中国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課   | 082-228-8794 |
| 四国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課   | 087-802-6825 |
| 九州運輸局海上安全環境部監理課       | 092-472-3173 |
| 沖縄総合事務局運輸部船舶職員課       | 098-866-1838 |
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせください。
- ③ 相談窓口 : 最寄りの地方運輸局又は運輸支局等にお問い合わせください。

### 3. 手続情報

- ① 審査基準 : 船舶法第21条ノ3により行政手続法適用除外
- ② 標準処理期間 : 船舶法第21条ノ3により行政手続法適用除外
- ③ 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による

登録事項証明書・船舶原簿謄抄本交付等申請書			
1	<input type="checkbox"/> ①登録事項証明書 <input type="checkbox"/> ②船舶原簿謄本交付（全部謄本） <input type="checkbox"/> ③船舶原簿謄本交付 （一部謄本（抹消登録時の登録事項）） <input type="checkbox"/> ④船舶原簿抄本交付 <input type="checkbox"/> ⑤船舶原簿閲覧	3 ①～④の場合の 通（枚）数	通（枚）
申請 の 区 分		4 ④の場合 抄写する 事項	
2	番 号		
申請 す る 船 舶	船 名		
	船 籍 港		
	所有者の氏名又は 名称及び住所		
<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称</p> <p style="text-align: center;">管海官庁の長あて</p>			
手数料  納付欄	<p style="text-align: center;">手数料 金 円</p> <p style="text-align: center;">（収入印紙貼付欄）</p>		

備考 1 申請の区分は、当該欄の①～⑤のうちから選択して下さい。

1-2

- (1) 登録事項証明書とは、平成16年4月1日以降、登録を受けたことのある船舶に係る船舶原簿に記録されている事項を証明した書面です。登録事項証明書には、すべての履歴が記載されています。登録事項証明書の交付を希望する場合は、①を選択して下さい。

登録事項証明書の交付申請先は、全国の地方運輸局（運輸監理部含む。）、沖縄総合事務局、運輸支局、海事事務所、運輸事務所（以下「地方運輸局等」という。）です。

- (2) 平成16年3月31日までに登録を抹消された船舶に係る船舶原簿（以下「旧船舶原簿」という。）の謄抄本の交付を希望する場合は、希望する内容に応じ、②、③又は④を選択して下さい。

旧船舶原簿にかかる交付申請先は、当該船舶の登録を抹消した地方運輸局等です。

- (3) 船舶原簿の閲覧を希望する場合は、⑤を選択して下さい。

申請先及び閲覧は、全国の地方運輸局等です。

- (4) 旧船舶原簿の閲覧を希望する場合は、⑤を選択して下さい。

旧船舶原簿の閲覧申請先及び閲覧は、当該船舶の登録を抹消した地方運輸局等です。

2

- (1) 申請する船舶の各事項は、船舶原簿又は旧船舶原簿に登録されている内容を記載して下さい。

- (2) 申請する船舶が特定できる場合には、全ての項目への記載は要しません。

3

- (1) ①を申請する場合は、通数単位で交付しますので、通数を記載して下さい。

- (2) ②～④を申請する場合には、枚数単位で交付しますので、枚数を記載して下さい。

4 申請の区分のうち④の船舶原簿抄本交付を選択する場合には、抄写する事項を選択し、記載して下さい。

5 申請書提出時に、手数料額を記入し、手数料額に相当する収入印紙を貼り付けて下さい。